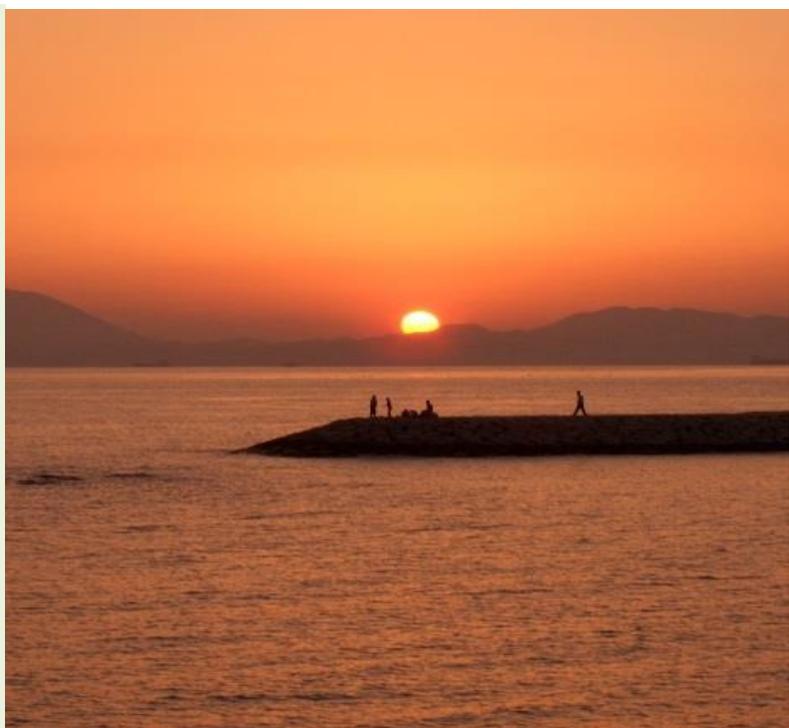




山陽小野田市 緑の基本計画
【概要版】



山陽小野田市
平成28年3月

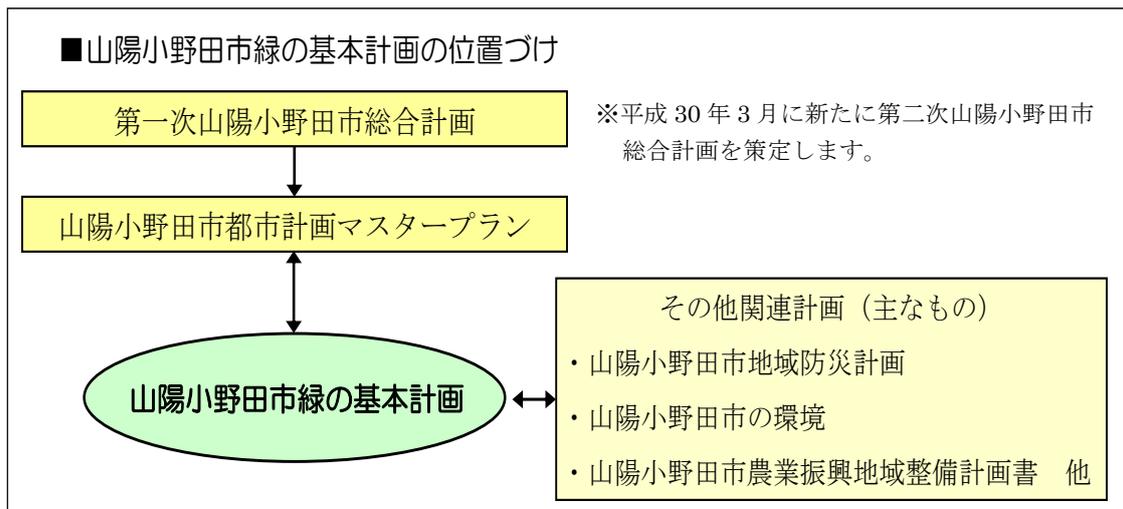


○緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に規定されている「緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、都市公園の整備や民間施設などを対象とする都市緑化の推進、緑化活動への市民参加の促進などを含んだ、緑に関する基本的な方針を定めるものです。

○計画の位置づけ

「山陽小野田市緑の基本計画」は、「山陽小野田市総合計画」、「山陽小野田市都市計画マスタープラン」を上位計画とし、その他まちづくりに関する関連計画との整合を図り策定されたものです。



○計画の目標と対象区域

「山陽小野田市緑の基本計画」は山陽小野田市（以下、本市）全域 13,299ha を対象とし、計画の目標年を平成37年とします。なお、上位計画の改定に合わせて計画の整合性を検証し見直しを検討します。

○計画対象とする緑

本計画で対象とする緑は次のとおりです。様々な緑が対象となります。

- ・山地部の樹林、草地
- ・河川、河川敷、海岸
- ・農地
- ・公園
- ・庁舎や学校等の公共施設の緑地、街路樹
- ・社寺林、住宅の庭木、事務所や工場等の緑地



○緑の役割

緑は、私たちの生活を支える上で様々な役割を担っています。本計画では、緑の役割を大きく「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観」の4つの機能に分類し、それぞれの機能がより効果的に発揮、または補完しあうように緑を配置することを基本的な考え方としています。

■環境保全機能

緑は、様々な生物の生息場所になっており、都市における生物多様性の確保に大きく貢献しています。公園や樹林地、道路の街路樹、水辺などが繋がることで、豊かな自然が連なる生物の移動経路にもなります。

■レクリエーション機能

緑は、子供たちの遊び場や、多様な世代の散策、休息の場として大切な役割を担っています。また、余暇活動やスポーツ・健康づくりのための活動の場としても重要な役割を担っています。

■防災機能

公園や農地などのオープンスペースは、地震や水害などの大規模災害時に人々の命を守る重要な防災拠点として機能します。また、森林やため池、農地などの緑は、土砂災害の防止、洪水調整といった防災機能を有しています。

■景観機能

山や川などの緑で構成される自然的景観は、そこに住む人々の記憶に残る風景となるほか、公園や街路樹、水辺などの緑は、都市景観を形成するうえで重要な役割を果たします。

○計画の目標

計画にあたって、以下の目標値を定めます。

	平成 27 年		平成 37 年
都市公園の整備目標	現況 292ha	→	目標 300ha
地域の緑が「減っている」と感じる市民の割合	現況 30%	→	目標 25%
身近な緑の豊富さの満足度	現況 20%	→	目標 25%

○基本理念と基本方針

緑の基本計画の基本理念は、第一次山陽小野田市総合基本計画に即し、4つの基本理念を継承し、以下のように設定します。

【第一次山陽小野田市総合計画 基本理念】

○ 生活の質を重視した「住み良さ」の創造

住み良いと感じ、「住み良さ」を誇りに思い、住み続けたいと思える生活環境の創造を目指します。

○ 多様な組織や市民との協働による「住み良さ」づくり

民間事業者やボランティア、NPO法人など多様な組織や市民との協働によるまちづくりを目指します。

○ 地域資源を活かした「住み良さ」づくり

地域で暮らし、活動する人すべての知恵と力を結集して、地域資源を活用したまちづくりを目指します。

○ 多面的なネットワークによる「住み良さ」づくり

近隣都市、拠点都市との連携や、市内部の地域間での連携など多面的なネットワーク

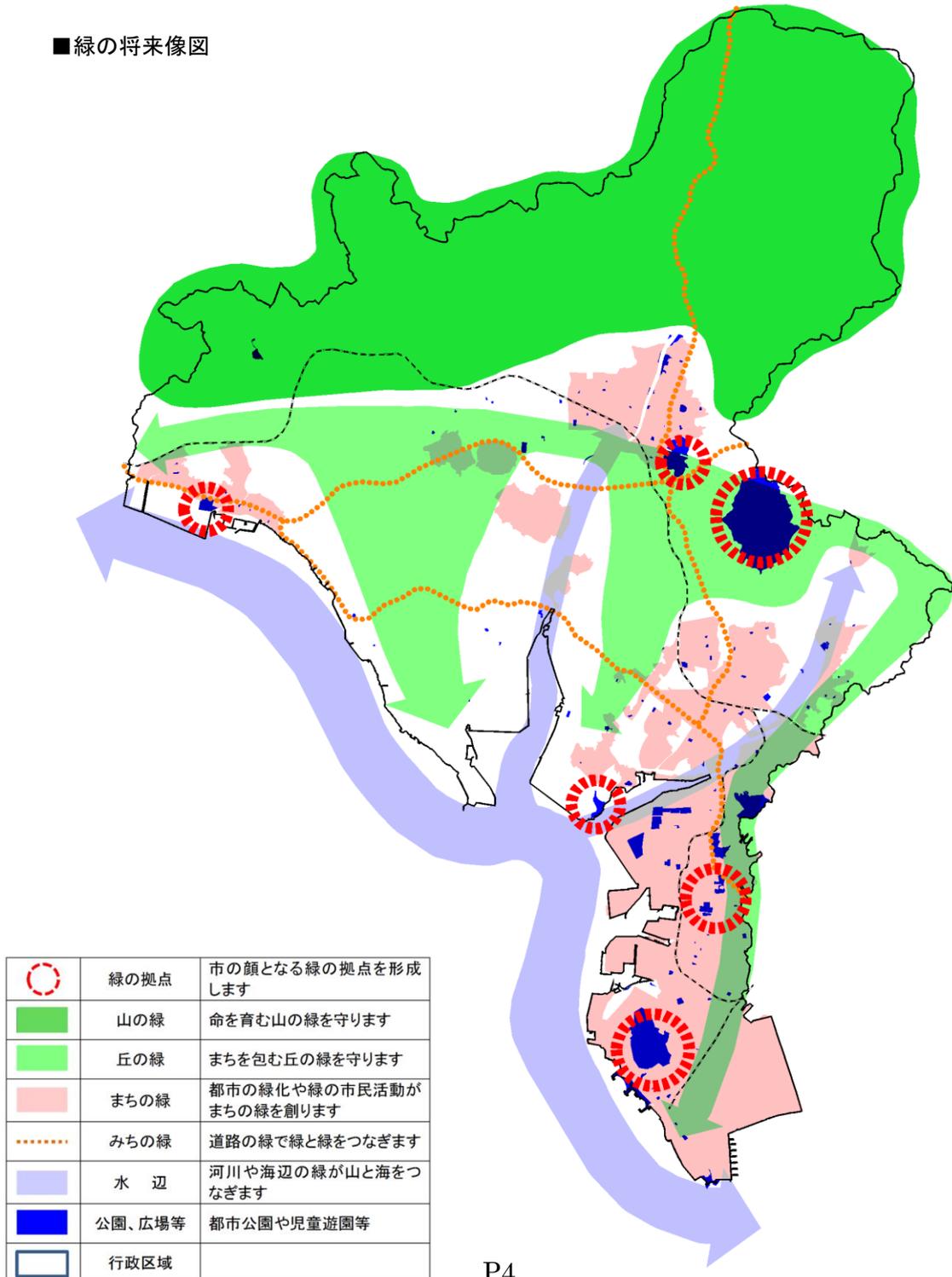
キーワード：『住み良さ』、『協働』

みんなで緑を守り育て、住み良い暮らしにつなぐ 山陽小野田

○緑の将来像

都市や骨格を形成する「山の樹林」、「丘陵地の緑」を守り、「緑の拠点」を「まちの緑」や「みちの緑」、「水辺」等でネットワークすることにより、定住や交流豊かな住み良い暮らしにつなげる緑の形成を目指すものとします。

■緑の将来像図



○施策の方針

計画の基本理念、将来像、基本方針を受けて、本市における緑の保全、創出、育成を推進する施策の体系を示します。施策は、以下に示す5つの基本方針に基づいて取り組んでいきます。

基本方針1 まちなかの緑を創出します

① 公園の充実

- ・都市公園の適正配置
- ・住民主体の公園づくり
- ・生物多様性に配慮した公園の管理
- ・避難場所公園の防災機能の充実
- ・緩衝緑地の保全と適切な維持管理



② 公共公益施設の緑化

- ・施設の緑化
- ・再生資源の活用



③ 民有地の緑化

- ・住宅地の緑化推進
- ・工業地の緑化推進
- ・商業地の緑化推進

基本方針2 緑と水のネットワークを形成します

① 緑の連続性の確保

- ・市街地のネットワーク化
- ・魅力ある公園のネットワーク化



② 水辺空間の充実

- ・海岸、河川空間の保全
- ・海岸、河川等の多自然化、親水化
- ・ため池の保全と活用



③ 道路の緑化

- ・街路樹の整備、沿道の緑化
- ・道路残地等の緑化

基本方針3 都市や地域の緑を守り育てます。

① 骨格となる緑の保全と活用

- ・森林の保全と活用

② 身近な緑の保全と活用

- ・樹林地の保全
- ・保存樹木の指定及び保全
- ・優良農地の保全
- ・ビオトープの整備
- ・開発事業等における緑地の確保
- ・遊休農地、市街地内農地の活用



基本方針4 市民協働による緑のまちづくりを進めます

① 協働による緑化の推進

- ・商店街活性化と併せた緑化推進
- ・地区計画等の活用

② 市民緑化活動の促進

- ・市民参加による緑づくり
- ・緑化活動団体の育成
- ・助成制度の充実



基本方針5 緑の普及・啓発活動を推進します

① 緑の普及・啓発の取組

- ・緑化イベントの開催
- ・樹名板の設置
- ・環境意識の高揚
- ・市民への顕彰

② 緑のまちづくりを充実するための調査検討

- ・緑の実態調査、意識調査の実施
- ・緑の還元に関する検討

